

◇大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 重点届出区域の区域内に催し等のため一時的に表示する屋外広告物の表示等に関する許可の基準を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和6年11月20日から施行することにしました。

(建設局総務部管理課)